

公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター

治験手続きの電磁化に係る標準業務手順書 新旧対照表

	旧	新
	制定：令和 5 (2023) 年 3 月 1 日 最新改定：令和 6 (2024) 年 <u>2 月 13 日</u>	制定：令和 5 (2023) 年 3 月 1 日 最新改定：令和 6 (2024) 年 <u>3 月 25 日</u>
別紙 2 業務責任者一覧表 治験責任医師の文書 実務担当者	対象となるそれぞれの治験等を担当する CRC	対象となるそれぞれの治験等を担当する CRC <u>又は治験事務局員</u>
附則	附則 (施行期日) 1 本手順書は令和 6 年 <u>2 月 13 日</u> から施行する。ただし、施行日の前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、従前の例による。 2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター治験手続きの電磁化に係る標準業務手順書（令和 5 (2023) 年 3 月 1 日制定）は、本手順書の施行日をもって廃止する。	附則 (施行期日) 1 本手順書は令和 6 年 <u>3 月 25 日</u> から施行する。ただし、施行日の前に病院長になされた申し込み手続きその他の行為は、なお、従前の例による。 2 公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター治験手続きの電磁化に係る標準業務手順書（令和 5 (2023) 年 3 月 1 日制定）は、本手順書の施行日をもって廃止する。 3 <u>公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター治験手続きの電磁化に係る標準業務手順書（令和 6 (2024) 年 2 月 13 日制定）</u> は、本手順書の施行日をもって廃止する。

以上